

1. 件名：試験研究用等原子炉設置者の3条改正に伴う保安規定の変更認可申請に係る合同ヒアリング

2. 日時：令和2年11月17日（火）16時00分～16時45分

3. 場所：

(1) 原子力規制庁10階南会議室

(2) 京都大学複合原子力科学研究所
学校法人近畿大学

※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者：

(1) 原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

塩川上席安全審査官、荒川安全審査官

(2) 国立大学法人 京都大学

京都大学複合原子力科学研究所 教授 他5名

学校法人近畿大学

近畿大学原子力研究所 准教授 他2名

5. 議事要旨

(1) 京都大学及び近畿大学の試験研究用等原子炉設置者から、各原子炉施設の3条改正に伴う保安規定の変更概要について資料に基づき説明があった。

(2) 上記(1)の説明に対し、原子力規制庁から、京都大学に対して以下の事項について伝えた。

○ 原子力規制庁として、品質マネジメントに係わる業務は、経営責任者の責任で行うものであると考えており、京都大学の補正案は、経営責任者である学長ではなく所長が実施するとしていることから、再検討すること。

(3) 京都大学から上記(2)の指摘事項について、再検討する旨の回答があった。

6. 配付資料

・ 京都大学からの配付資料

資料1 品質管理基準規則の制定、検査制度の見直しによる法令改正等に伴う保安規定の変更について

資料2 保安規定変更承認申請に対するコメント回答と補正案について

・ 近畿大学からの配付資料

資料3 品質管理基準規則の制定、検査制度の見直しによる法令改正等に伴う近畿大学原子力研究所原子炉施設保安規定の変更について